

第4章 計画期間における重点施策と取組

1 ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

消費者が、自ら考え、選択し、行動する消費者力を身に付けるために、家庭教育、社会教育を通じて、ライフステージ（幼児期、小学生期、中学生期、高校生期、成人期）に応じた消費者教育の機会を提供し、消費者トラブルの未然防止を図るため、「消費者教育の体系イメージマップ」を活用し、体系的かつ効果的な消費者教育が実施されるよう重点的に取り組みます。

■消費者教育イメージマップにおける位置づけ

ライフステージ（幼児期～成人期）の各期における各項目についての体系的な教育・啓発

■想定される主な担い手

教育機関関係者、教育委員会、地域で活動する団体、家庭、消費生活センターなど

（取組方針1）小学校・中学校・義務教育学校・高等学校における消費者教育の推進

（主な取組）

◆教育機関への消費者教育に関する情報提供

○学校等における消費者教育を支援するため、授業等で活用しやすい出前講座や教員を対象にしたセミナーを実施するとともに、様々な機会を通じて消費生活情報の提供等に取り組みます。

◆外部講師による出前授業の実施

○学校等に直接アプローチを行い、教育現場のニーズを捉え、更なる消費者教育の充実に向け、国や県、市等の消費者行政専門機関が保有する教育資料や教材の提供、出前講座や講師派遣などの教育メニューの情報提供を行います。

○高等学校においては、成年年齢が18歳に引き下げられたことから、クレジットカードやローン契約の仕組み、家計管理、キャッシュレス決済、金融トラブル等についての正しい知識の習得や危険性について、弁護士や消費生活相談員等が外部講師となる出前授業の実施に取り組みます。

◆保護者と児童生徒への消費者教育の意義及び取組の周知

○教育委員会や学校等の協力を得ながら、学校等での様々な取組の中で、保護者と児童生徒に対して資料・パンフレット等を配布して、消費者教育の意義及び取組の周知を図ります。

○保護者を対象とした啓発チラシの作成や保護者向け出前講座による消費生活情報（主に、インターネット・SNS関連の子どもの消費トラブルに関する内容等）の提供を行います。

◆家庭における消費者教育の推進

○保護者と児童生徒がともに参加する講座やイベントを実施するなど、保護者と一緒に学ぶ機会を提供し、家庭における消費者教育を推進します。

(取組方針２) 若年者への消費者教育の推進

(主な取組)

◆消費生活相談窓口の認知度向上

○若年者が消費者トラブルに遭った場合に、解決に向けて相談することの重要性や相談できる窓口の周知に努めます。

◆若年者への消費者教育の充実

○成年に達して間もない若年者は、消費者としての権利や責任が大きく変化する時期に当たります。社会との関係も深まり、親元から離れて自立した生活をしたり、自らの判断により契約締結が可能になる一方、社会的経験が乏しく消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高いことから、特に、初年次教育における消費者教育の充実を図ります。

○将来を担う世代として、より豊かな生活を実現させるため、金融リテラシーに基づく貯蓄や投資のあり方、将来の財産形成のための知識等についても、大学・専門学校等と連携し、消費者情報の提供や消費者教育出前講座等を実施します。

○若年者が消費者問題に興味を持つようＳＮＳなどを活用した啓発を行うなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

(取組方針３) 勤労世代のための消費者教育の推進

(主な取組)

◆勤労者向け消費者教育の推進

○勤労世代は、若年層や高齢者に比べ、消費生活に関する学びの場が少ない状況を踏まえ、従事する事業所や居住地域における地域活動、さらには公民館活動など様々な場面で消費者教育が受けられるよう、勤労者向けの出前講座、講演会等の実施を図っていきます。

○情報提供や啓発の充実

消費生活行政との接点が少ない勤労者等の消費者への、様々な媒体を活用した消費生活の情報提供や各種イベントでの啓発等、消費生活の知識を身につける機会の充実を図ります。

(取組方針４) 高齢者等に対する消費者教育の推進

(主な取組)

◆ 高齢者等への効果的な情報提供

○ 消費者トラブルに遭うリスクの高い高齢者に日頃から関わっている団体に対し、出前講座や研修会を実施するとともに、啓発資料や電子媒体により情報提供を行います。

◆ 高齢者等に対する注意喚起の推進

○ 各地域や公民館等で開催する出前講座により周知、啓発するとともに、庁内関係課や関係団体等と連携し、様々な場面や機会を利用して、被害防止のための注意喚起を行います。

■ 計画期間における目標

◆ 幼児期から成人期における消費者教育の取組の体系的整理

取組の体系的整理による情報共有と定期的な意見交換の場の確保
各主体による具体的取組の現状把握と目指す姿の明確化

2 高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制の充実

高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぎ、安全安心な消費活動を確保するためには、本人への注意喚起だけではなく、家族、親族、地域の方などによる日ごろからの声掛け、気づき、相談窓口への情報提供が必要だと考え、高齢者や障がい者等の見守りに関わる方々への啓発活動も進めます。

また、見守りについては各組織がそれぞれ活動していますが、その取組をより充実したものとするため、各組織や取組をつなぐ消費者見守りネットワークを活用し、連携による被害防止の取組を強化します。

■消費者教育体系イメージマップにおける位置づけ

主に【成人期】の【商品等の安全性】【生活の管理と契約】【情報とメディア】の項目について教育・啓発

■想定される主な担い手

高齢者や障がい者等を見守り活動に携わる団体等、地域で活動する団体、消費者団体・事業者団体、消費生活センターなど

(取組方針1) 高齢者・障がい者等への消費者教育・啓発の推進

(主な取組)

◆高齢者・障がい者等における消費者問題の現状把握

○高齢者及び障がい者等における消費者問題について、消費生活センターや警察への相談内容や、地域の見守りの方々が把握している問題、課題を集約整理し、被害防止に向けて情報提供を行います。

◆高齢者・障がい者等への啓発活動の実施

○消費者寸劇等の、分かりやすい出前講座のメニューの充実を図り、高齢者・障がい者等への啓発の推進を図ります。

○敬老会、いきいきサロン、公民館活動など高齢者が集まる機会を捉え、高齢者や障がい者やその家族等へ啓発活動を実施するとともに、課題の把握を積極的に実施します。

○老人福祉施設、障がい者福祉施設等的高齢者や障がい者等が集まる場所に向けた啓発活動を実施するとともに、課題の把握を積極的に実施します。

○地域活動の機会を捉え、家族や地域の方々に見守りについての情報提供や出前講座を行うとともに、課題の把握を積極的に実施します。

◆高齢者・障がい者等を重点とした広報活動の実施

○市報やケーブルテレビ、本市公式ウェブサイトなど様々な媒体を活用して、消費者被害の実態や注意喚起などの情報提供を行います。

○福祉部門や防犯部門の取組である高齢者宅訪問や施設訪問の機会を捉え、連携して消費者被害の実態や注意喚起などの情報提供を行います。

(取組方針2)「見守りネットワーク」を活用した見守り体制の構築

(主な取組)

◆見守りネットワークによる見守りの推進

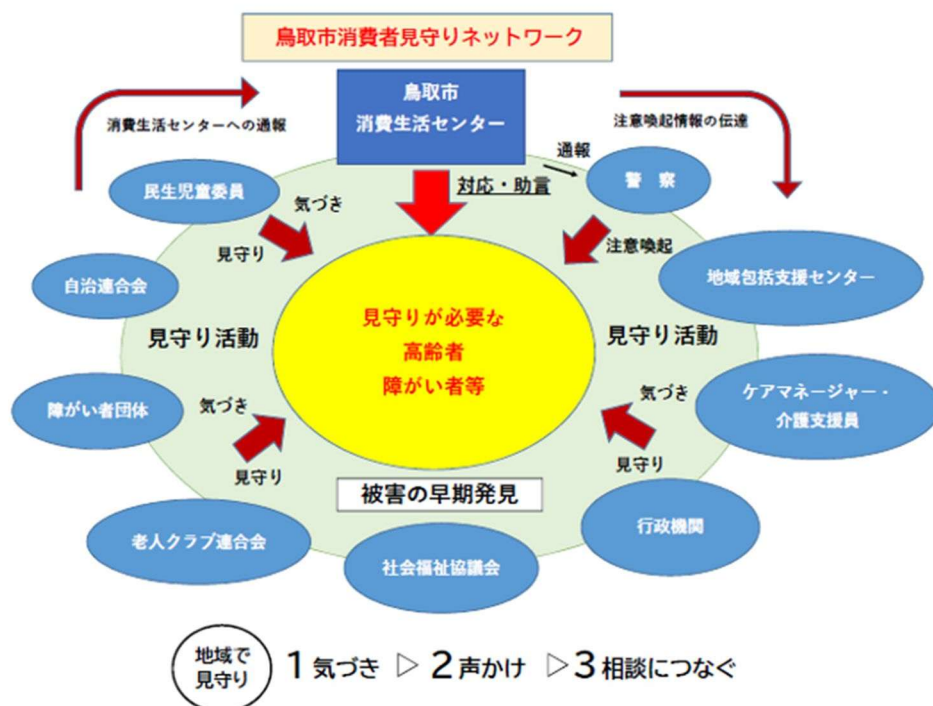
- 見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）を活用して、相互の意見交換や情報共有を定期的に行い、ネットワークとして連携した取組につなげます。
- ネットワークを活用して、緊急の注意喚起情報や窓口情報などを適時的に情報提供し、見守り活動において情報が活かせるようにします。
- ネットワークにおける研修等の実施や各構成団体が開催する研修等に対する資料提供や講師派遣などの支援により、見守り体制の充実を図ります。

※鳥取市消費者見守りネットワーク協議会（消費者安全確保地域協議会）

本市では、高齢者や障がい者の方々の消費者被害を未然に防止するために、福祉サービス事業者、民生児童委員、自治連合会、老人クラブ連合会、障がい者団体、事業者、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察など様々な組織が連携して取り組んでいくため、消費者安全法第11条の3（消費者安全確保協議会）に規定する消費者安全確保協議会として、令和5年12月1日に「鳥取市消費者見守りネットワーク協議会」を設置しました。

この協議会の活動を通して、消費者被害の更なる防止に努め、市民一人ひとりが安心して、安全に暮らせる地域社会づくりを推進します。

図-5 見守りネットワークにおける連携イメージ



(取組方針3) 地域の見守り体制の支援と担い手の育成

(主な取組)

◆地域での取組の把握及び情報提供

○地域での取組の内容を把握し、広報等を通じて広く市民に紹介して、取組の広がりにつなげます。

◆地域住民による見守り等の支援

○見守り活動に取り組む地域に向けた情報提供や関係機関との連携、担い手の育成に向けた取組の支援を行います。

■計画期間における目標

◆教育・啓発推進体制の構築と活動の実施

○見守りネットワークの活用と定期的な意見交換、研修等の実施

◆高齢者・障がいのある人の見守りを行う人を対象とした出前講座等の実施

○高齢者・障がいのある人と日常的に接し、見守りや支援を行っている人などを対象とした出前講座等の実施

3 エシカル消費の意義の普及と推進

「エシカル消費」は、消費者教育推進法に定義づけられた「消費者市民社会」の考え方を具体化する一つの方向性であり、消費者市民社会とあわせて「エシカル消費」の認知度を更に高めていくことは、公正で持続可能な社会づくりにとって欠かせない視点です。消費者一人ひとりが、社会的な課題に気づき、日々の買い物など消費行動を通して、その課題の解決のために自分は何ができるのかを考えてみるのがエシカル消費の第一歩です。そこで、本市の消費者教育推進の一つの柱としてエシカル消費を積極的に位置づけ、産・学・官が一体となって推進する体制の構築を目指します。

■消費者教育体系イメージマップにおける位置づけ

【各期】における【消費者市民社会の構築】の項目についての教育・啓発

■想定される主な担い手

エシカル消費に関連する機関・団体等、消費者団体・事業者団体、教育機関関係者、消費生活センターほか

(取組方針1) 消費者の消費行動の持つ意味の教育・啓発

(主な取組)

◆本市におけるエシカル消費に関する現状の把握

○市民のエシカル消費に対する認知度及びイメージを定期的な調査により把握し、効果的な啓発活動につなげます。

◆エシカル消費の認知度の向上

○エシカル消費の持つ意味をより多くの市民に伝えるため、国、県等が作成しているエシカル消費を紹介するチラシやパンフレットを活用し、市独自の啓発資料を作成します。

○市報やケーブルテレビ、ラジオ、本市公式LINEなど様々な媒体を活用し、出前講座や各種イベント、消費者パネル展などの機会を通じてエシカル消費の意義の周知を図ります。

○自治会や公民館など地域活動の団体や事業所等の協力を得ながら、会報や公民館だより、企業報などにエシカル消費に関する記事の掲載を依頼し、広く周知を図ります。

○市の取組を推進するため、市及び関連する行政職員の研修等の機会を捉え、エシカル消費の意義の周知を図ります。

○次世代を育てる担い手として、特に子育て世代等が集まる機会を捉え、エシカル消費の意義を周知し、消費行動の持つ意味を家庭を通じて広げてもらうよう取り組みます。

(取組方針2) 産・学・官連携によるエシカル消費の普及への取組

(主な取組)

◆エシカル消費の普及に向けた産・学・官連携の強化

○産・学・官がそれぞれ行っているエシカル消費に関する取組について、意見交換や情報共有を図るとともに、連携した取組を行うなど、普及に向けた連携強化を図ります。

○産・学・官における意見交換や取組事例の調査を通じて、普及に向けての課題、問題を整理し、取組を支援します。

◆取組事例の把握及び情報発信

○市内で行われているエシカル消費の取組事例について、広く市民に情報発信し、エシカル消費の取組の広がりにつなげます。

◆産・学・官連携によるエシカル消費の普及イベントの実施

○それぞれで行っている関連イベントを活用して、エシカル消費についての展示や発表、チラシ等の配布を行い、エシカル消費の普及を図ります。

○産・学・官が連携して、エシカル消費をテーマとしたイベントを実施するなど、市民のエシカル消費の実践に向けた取組を推進します。

■計画期間における目標

◆市民のエシカル消費に対する認知度の向上

エシカル消費を正しく理解し、実践する市民 5割以上の達成

図ー6 「エシカル消費の分類イメージ」(再掲)

(鳥取県消費生活センター「エシカル消費啓発テキスト 今まで知らなかった大切なことば エシカル」より)

